

第6期事業年度

事業報告

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における世界経済は、米中貿易摩擦の影響等により、2019年後半から世界的な経済の減速局面を迎えることとなりました。加えて、2020年1月から顕在化した新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的な感染拡大により、世界経済は大幅な減速が懸念されています。

海外インフラ市場における市況は、2019年度も引き続き新興国を中心とした需要が旺盛であり市場拡大傾向が続いています。OECDの推計によれば、2000年から2030年までの世界のインフラ投資必要額は推計約7,500兆円、2017年のADB(Asian Development Bank)の試算では、2016年～2030年のアジアにおけるインフラ整備需要は約3,000兆円と言われており、アジアを中心に今後も膨大なインフラ整備需要が見込まれております。特に、世界の交通インフラ市場は、2015年から2030年までの15年間で約1.5倍の伸びが予想され、中でも、鉄道分野は2倍以上の伸びが予想されております。一方で、前述の通り、当事業年度後半における新型コロナウイルスの影響により、世界経済の大幅な減速、それに伴うインフラ需要低下の懸念等、海外インフラ市場においても新たな局面を見据えなければならない状況にあります。このような状況下ではあるものの、我が国が、持続的に経済成長を図るためには、潜在的に旺盛な世界のインフラ需要を取り込むことが必要不可欠であり、引き続き官民一丸となって取り組むことが重要です。

当社は、インフラプロジェクトの特性上、投資が長期に渡ることから設置期限が設定されておきませんが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（以下「JOIN法」という。）附則第4条に、国はJOINのあり方について5年ごとの見直しを行うこととしております。2019年度はこの見直しを行う年度にあたり、国土交通省において法施行状況の検討が行われ、その結果が国土交通省HPにて報告・公表されました。

<http://www.mlit.go.jp/kokusai/content/001338663.pdf>。

また、2019年度迄の3カ年中期経営計画（2017年度策定）に基づき、集中的な投資資産積み上げ及び社内基盤の整備等を実施いたしました。業務開始6年目にあたる当期は、9案件について社内の投資決定を行い、中期経営計画内で事業目標に掲げておりました年間10件程度の社内の投資決定をほぼ達成いたしました。この中には、多様な企業のニーズに応え、かつ財務基盤の早期安定を支えうるブラウン案件への出資3件が含まれております。また、支援決定（国土交通大臣認可取得）についても、当事業年度は10案件^{*}の支援決定（うち新規7件）を実現させ着実に事業を拡大するとともに、設立以降、26件の支援決定事業に対し、民間企業のべ46社の海外事業参入を促進いたしました。

また、本中期経営計画最終年度迄に1,000億円程度の資産規模の積み上げを目標としておりましたが、累計支援決定額は1,198億円（出融資）を達成し、着実に資産の積み上げを行いました。なお、累計実投融资額888億円となり、2019年度は初めて配当収入を計上いたしました。

さらに、案件発掘・形成力の強化のために海外でのビジネスディベロップメント活動を積極化し、数多くの国内外の機関・企業と情報交換等を行うとともに、第5回インフラ事業海外展開セミナーを開催する等の国内外のネットワーク作りを精力的に推進しました。併せて、本中期経営計画期間を通じ、投資案件の増加に伴う事業推進体制の充実及びモニタリング体制の強化を行いました。従業員は57名（令和2年3月31日現在）となっております。

加えて、当社は、2019年11月にTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）による提言への賛同を表明し、同提言に賛同する企業等からなるTCFDコンソーシアムに加入いたしました。SDGsやTCFD等への取組を通じ、環境や社会への配慮を行うことにより、持続可能社会の実現に貢献出来るよう努めて参ります。

上記の事業活動の結果、当期の業績は経常損失9億円（前期経常損失18億6千万円）、当期純損失9億1千万円（前期当期純損失18億6千万円）となりました。

※公表済 令和元年度支援決定案件*（令和2年3月31日現在）

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【インドネシア】ジャカルタ中心地区複合商業施設等運営事業	令和元年5月24日	Simas Plaza Indonesia's Real Estate Investment Trust	出資額：約81億円
【ベトナム】総合物流会社運営事業	令和元年5月29日	Gemadep Corporation	出資額：約22億円
【アメリカ】テキサス州高速鉄道開発事業	令和元年10月21日	Japan Texas High Speed Railway Cayman LP	出資額：約21億円
【ベトナム】コールドチェーン支援事業	令和元年12月24日	SG Motors Vietnam Co.,Ltd	出資額：約2億円
【インドネシア】冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業（拡張）	令和元年12月24日	PT Kawanishi Warehouse Indonesia	出資額：約14億円
【カナダ】鉄道車両整備（MRO）事業	令和2年3月13日	・Sojitz Transit & Railway Inc. ・CAD Railways Industries Limited	出資額：約23億円

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【ミャンマー】ヤンキン都市開発事業	令和2年3月17日	・KYP Investment Pte. Ltd ・Kajima Myanmar Holding Pte. Ltd ・Kajima Yankin PPP Company Limited	出資額：約57億円
【インドネシア】ジャカルタ・マカッサル高速道路運営事業	令和2年3月24日	PT Margautama Nusantara	出資額：17億円
支援決定金額合計			出資額：約237億円

*国土交通大臣認可取得10案件のうち、公表済8案件を記載（公表前2案件を除く）。

**認可申請当時の為替レートに基づく額。実投資額と一致しない場合がある。

（令和元年度実投融資案件）

案件名	支援認可日	初回出資日	出融資額*
【ミャンマー】ティラワ港穀物ターミナル事業	平成31年1月29日	令和元年7月11日	約17億円
【パラオ】国際空港運営事業	平成31年3月19日	平成31年4月5日	約2億円
【マレーシア】コールドチェーン物流運営事業	平成31年3月26日	令和元年6月7日	約34億円
【インドネシア】ジャカルタ中心地区複合商業施設等運営事業	令和元年5月24日	令和元年6月18日	約83億円
【ベトナム】総合物流会社運営事業	令和元年5月29日	令和元年6月18日	約22億円
【ベトナム】コールドチェーン支援事業	令和元年12月24日	令和2年3月30日	約2億円
【インドネシア】冷凍冷蔵倉庫整備・運営事業（拡張）	令和元年12月24日	令和2年1月31日	約14億円

案件名	支援認可日	初回出資日	出融資額*
【カナダ】鉄道車両整備 (MRO) 事業	令和 2 年 3 月 13 日	令和 2 年 3 月 27 日	約 18 億円
【ミャンマー】ヤンキン都市開発事業	令和 2 年 3 月 17 日	令和 2 年 3 月 26 日	約 47 億円
(追加拠出) 【アメリカ】 テキサス州高速鉄道開発事業			約 77 億円
(追加拠出) 【ブラジル】 ブラジル都市鉄道/リオ州近郊鉄道事業			約 41 億円
(追加拠出) その他既存案件			約 32 億円
		出融資額合計	約 388 億円

*出資当時の為替レートに基づく額。支援決定額と一致しない場合がある。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、システム更改及び備品の整備等を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は、投資に充てる資金を確保するため、政府から総額 374 億円の出資を受けました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの影響による景気減速の懸念に伴い、多くの民間企業による保守的な海外展開への方針転換が予想されますが、これまで積み上げてきた実績と海外ネットワークを活用して、民間のみでは負担困難なリスクを分担することで、引き続き一社でも多くの民間企業による海外事業参入を支援すべく努めて参ります。

ICT の活用により、様々な社会の課題を解決し、Society 5.0 や SDGs の達成を図ろうとする動きが世界で活発化している中、この変化を踏まえた新たなインフラ分野における我が国企業の海外展開を支援していくことが必要であると認識しています。今後は、従来型の交通・都市開発事業にとどまらず、これらの事業を支援する幅広いインフラ分野へも積極的に支援して参ります。併せて、持続可能社会の実現に向け、ESG 投資や SDGs 達成貢献への取組を推進して参ります。

また、設立以降、積み上げてきた事業資産の安定的運営と更なる価値向上に向け、内部管理体制やモニタリング体制の強化を図るとともに、更なる支援案件拡大に向けた人材育成にも取り組んで参ります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 4 期	第 5 期	第 6 期
	自 29 年 4 月 1 日 至 30 年 3 月 31 日	自 30 年 4 月 1 日 至 31 年 3 月 31 日	自 31 年 4 月 1 日 至 2 年 3 月 31 日
経 常 損 失	1,829,934	1,865,157	906,566
当 期 純 損 失	1,833,734	1,868,957	910,366
1 株当たり当期純損失(円)	2,685	1,783	536
総 資 産	41,547,741	55,331,674	88,770,248
純 資 産	41,254,159	54,934,332	88,274,511
1 株当たり純資産額(円)	44,411	44,269	44,383

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
Japan High-Speed Railway, Inc.	100.0%	投資業及び関連業務
Philippine Japan Initiative for CGC Inc.	50.0%	調査及び関連業務
PT. JOT INDONESIA DEVELOPMENT	99.9%	投資業及び関連業務
Japan Texas High-Speed Railway Cayman GP	100.0%	投資業及び関連業務
Japan Texas High-Speed Railway Cayman LP	53.3%	投資業及び関連業務

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
- ② 主要な子会社の事務所

会社名	所在地
Japan High-Speed Railway, Inc.	米国
Philippine Japan Initiative for CGC Inc.	フィリピン
PT. JOT INDONESIA DEVELOPMENT	インドネシア
Japan Texas High-Speed Railway Cayman GP	ケイマン諸島
Japan Texas High-Speed Railway Cayman LP	ケイマン諸島

(9) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数*
57名	116%	44.8歳	2.8年

*平均勤続年数は、社外から当社への出向者を除く。

(10) 主要な借入先（令和2年3月31日現在）

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和2年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,988,900株

(3) 株主数 18名

(4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	1,870,000	94.02%
三井住友信託銀行株式会社(信託口)	105,400	5.30%
日本高速道路インターナショナル株式会社	3,500	0.18%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.10%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.10%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.10%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト協議会	1,640	0.08%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.05%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.05%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.01%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港ビル事業者協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会	20	0.00%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和2年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	波多野 琢磨	
常務取締役	稲川 文雄	
取締役	竹内 敬介	
取締役	白田 佳子	筑波学院大学経営情報学部客員教授
取締役	蜂須賀 一世	株式会社日本経済研究所 代表取締役専務
取締役	榎谷 亨	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社常務執行役員 コンサルティング事業本部国際業務支援ユニット長
取締役	溝口 潤	
監査役	八尾 紀子	TMI 総合法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、竹内敬介、白田佳子、蜂須賀一世、榎谷亨及び溝口潤は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和2年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
常務執行役員	鳥越 紀良
執行役員	高栞 圭一

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	7人	68,650千円	
監査役	1人	5,000千円	
計	8人	73,650千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	竹内 敬介	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長代理)	溝口 潤	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 13 回、海外交通・都市開発事業委員会 12 回のうち 11 回に出席。銀行でのプロジェクトファイナンス業務及び事業会社の経営者としての経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	白田 佳子	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。大学教授としての財務会計及び経営に関する見識を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	蜂須賀 一世	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 12 回、海外交通・都市開発事業委員会 12 回のうち 10 回に出席。公的機関でのファイナンス及びリスク管理業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼	榊谷 亨	当事業年度開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発

海外交通・都市開発事業委員		事業委員会 12 回全てに出席。銀行での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
監査役	八尾 紀子	当事業年度開催の取締役会 14 回のうち 11 回、海外交通・都市開発事業委員会 12 回のうち 10 回に出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	7,940 千円

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳の業務に対し、対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。「内部統制システム基本方針」の内容は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業活動のあらゆる段階においてコンプライアンスが最優先されるシステムの構築を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき会社にコンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えとともに、その実施状況について定期的に取り締役会及び監査役に報告するものとする。
- ② 役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、必要に応じ適宜コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を整備し、研修等により定期的に役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④ 内部監査については、「内部監査規程」を定め、これに基づき実効性のある内部監査を実施する。内部監査の実施に当たる職員は、各部室の業務から独立し、社長の命により内部監査業務を実施するものとする。
- ⑤ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には社長以下で構成する危機管理本部を速やか

に設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
- ② 適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会運営規程」に基づき適切に運営を行う。
- ③ 対象事業支援に当たり適切な業務執行を規律する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等の保全に努める。
- ② 情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 会社は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第1条に規定する目的及び投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行うものとする。
- ② 子会社に対して適切な経営管理を行うため、子会社に対して上記(1)から(4)までに準ずる体制の構築を求めるとともに、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定等について会社へ報告するものとする。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社及び子会社の役職員は、会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその恐れのある事項を発見した場合、会社の監査役に対し、当該事項を速やかに報告するものとする。会社の監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時会社又は子会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。会社は、監査役へ報告を行った会社又は子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ② 監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、会社に「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行し、監査役の指揮命令に従うものとする。当該担当者の独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会そ

の他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。

- ④ 監査役が、その職務の執行について会社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(内部統制システムの運用状況の概要)

上記の「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当該事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「内部統制システム基本方針」に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運営を行っている。
- ② コンプライアンス室は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス事業報告実施要綱を整備すると共に、マニュアルを用いて、全役職員を対象としたコンプライアンス研修を開催した。
- ③ 「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を作成し、監査役とも連携を図り、第 5 回の内部監査を実施した。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るための体制は整備済みである。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会が 14 回開催された。
- ② 「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき、海外交通・都市開発事業委員会が 12 回開催された。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に則り、適切に情報の保存及び管理を実施した。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会へ投資先企業における内部統制等の状況について報告を実施した。
- ② 投資先企業における株主権の行使等をモニタリングの観点等から適切に実施した。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について意見を述べた。
- ② 監査役は、会計監査人及び監査担当者と適宜会議等を行い、より広範な情報共有を行った。

7. 親会社等との取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額 374 億円、1 株あたりの払込金額 5 万円）を行っております。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しております。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当事業年度における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しております。